都民体育大会開催基準要綱

1 総 則

都民体育大会(以下「大会」という。)を開催するため、この基準要綱を定める。

2 目 的

大会は、広く都民の間にスポーツを普及し、都民の健康増進と体力向上を図り、都民 生活を明るく豊かにしようとするものである。

3 性格

大会は、都民の各層を対象とする社会体育行事であり、都民のスポーツ祭典である。

4 回 数

大会は、昭和22年に開催された大会を第1回とし(昭和33年は中止)、これより起算して回数を順次つける。

5 主 催

大会の主催者は、公益財団法人東京都体育協会(以下「都体協」という。)及び東京都とする。

- 6 開催の基本方針
 - (1) 大会は、毎年開催する。
 - (2) 大会本部は、都体協におく。
 - (3) 大会は、区市町村対抗方式で行い、地域スポーツ大会の振興と地区の友好親善に 寄与することを目指したものである。
 - (4) 大会の運営は、都体協加盟競技団体が主管する。
 - (5) 大会の規模、開催期日、参加人員の基準については、大会実施要項及び各競技要項で定める。
- 7 都民体育大会委員

大会に都民体育大会委員(以下「大会委員」という。)をおく。

- (1) 大会委員は、都体協の大会委員会規程に基づいて設ける。
- (2) 大会委員は、大会の重要事項を審議決定する。

附則

- 1 昭和52年12月1日改訂
- 2 昭和55年4月1日改訂
- 3 平成8年2月26日改訂
- 4 平成12年2月24日改訂
- 5 平成14年6月1日改訂
- 6 この要綱は、平成24年4月1日(公益財団法人東京都体育協会の設立登記の日)から施行する。